

三浦記念賞表彰規程（内規）

第1条 趣旨

この規程は、公益財団法人三浦新七博士記念会定款第4条第一号に規定する三浦記念賞の表彰について、必要な事項を定める。

第2条 対象者

三浦記念賞は、次の各号の一に該当するもので、産業経済の向上に著しい功績のあったものに対して表彰する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に勤務する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体

第3条 受賞者数

三浦記念賞は、毎年3以内の個人又は団体に対して、予算の範囲内で表彰する。

第4条 表彰基準

三浦記念賞の表彰の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発明、発見その他の開発研究により、本市産業経済の発展向上に顕著な功績を上げたものであること。
- (2) 商工業団体の育成強化に寄与し、又は商工業団体の活動を通して地域の振興に尽力し、その功績著明なものであること。
- (3) 商工業界の能率向上、合理化等に尽力し、著しく産業の発展に寄与したものであること。
- (4) 技術の向上、普及又は人材の育成に尽力し、商工業界の振興に貢献したものであること。
- (5) 異業種交流や新分野への進出を図り、新製品の開発、販路開拓に著しく功績のあるものであること。

第5条 表彰の決定

三浦記念賞の表彰については、三浦記念賞選考審査会（以下「審査会」という。）において、前条の規定による表彰該当者について選考審査し、理事会において決定する。

- 2 選考審査する際は、審査対象者が、第3条の規定以内の時は、別表1選考審査用シート1を用い、規定を超える場合は、別表1選考審査用シート1及び2を用いる。
- 3 審査対象者は、別表2に定める方法で推薦されたものとする。
- 4 審査会は、代表理事と代表理事が任命したもので構成する。
- 5 審査会の会議は、代表理事が招集する。

附 則

この規程は、平成8年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

◆◆ 三浦記念賞 選考審査用シート 1 (表彰基準用) ◆◆										
I 候補者概要										
No.	推薦団体名	候補者 氏名 あるいは 団体名	生年月日 あるいは 設立年月日	現住所	職種 あるいは 役職					
II 表彰基準										
表彰基準項目			※該当する項目には○							
(1)	発明、発見その他の開発研究による産業経済の発展向上への功績		<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table>							
(2)	商工業団体の育成強化寄与及び商工業団体の活動による地域振興に関する功績									
(3)	商工業界の能率向上、合理化等による産業発展にかかる功績									
(4)	技術の向上、普及又は人材育成に尽力したことによる、商工業界の振興への貢献									
(5)	異業種交流や新分野への進出、新製品の開発、販路開拓による功績									

◆◆ 三浦記念賞 選考審査用シート 2 (評価採点用) ◆◆															
I 候補者概要															
No.	推薦団体名	候補者 氏名 あるいは 団体名	生年月日 あるいは 設立年月日	現住所	職種 あるいは 役職										
II 評価															
評価項目			評価点数(3点満点)												
(1)	発明、発見その他の開発研究		<table border="1" style="width: 100%; height: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table>												
(2)	商工業団体の育成強化														
(3)	地域振興														
(4)	能率向上、合理化														
(5)	技術の向上、普及														
(6)	人材育成														
(7)	異業種交流や新分野への進出														
(8)	新製品の開発、販路開拓														
(9)	業歴														
(10)	その他、特に顕著な功績等()														
			評価合計点 <table border="1" style="width: 50px; height: 20px; display: inline-table;"></table>												

※ 評価項目点数について
 ①: 発明・発見・新製品開発、地域振興の功績項目
 ②: 実業・業歴、功績が認められる項目
 ③: 業歴、功績が認められる項目

別表 2

1 下記団体に依頼し、推薦のあったもの

- (1) 山形商工会議所
- (2) 山形市中小企業連盟
- (3) 立谷川工業団地組合連合会
- (4) 山形西部工業団地組合連合会
- (5) 山形市蔵王産業団地連絡協議会
- (6) 山形市観光協会
- (7) 山形市